

パート、アルバイト、派遣だからといって

ボーナスゼロは違法です!!!



それ、労働組合で解決しよう!!



正規労働者と非正規労働者の「不合理な待遇」「差別的な取り扱い」は2020年4月から、パート・有期雇用労働法（第8.9条）で禁止されています。一時金（ボーナス）も同一事業場で正規労働者にはあるのに非正規労働者にはないのは違法です。労働組合に入って是正させましょう。
※労働組合は、「ボーナス」は賃金の一部の後払いであるという考えから「一時金」と呼んでいます。

差別 NG! **ボーナスゼロなくせ キャンペーン**
全労連・国民春闘共闘委員会
〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館内
TEL (03) 5842-5611 FAX (03) 5842-5620

労働組合に入って

みんなにボーナス



実現しよう!!

声をあげれば
変えられます

正規職員・パートに同月数の 一時金(ボーナス)支給を実現!

こうち生協労働組合

こうち生協労働組合は、2016年6月の一時金から正規職員・パートに同月数支給を勝ち取りました。その運動の起点となったのは、2013年労働契約法の改正です。しかし、理事会を動かすまでのたたかひの原動力は、当事者のパートのなかまの怒りと、日常的に同じ職場で働く正規職員の声でした。当時の支給基準は、1.0~1.2カ月と低く、「その当時だからできたこと」と揶揄されることもありましたが、ここ数年で最も高い1.51カ月を支給した2023春闘では、同月数は専門職員にも適用拡大され、支給対象ではないアルバイトやシニア職員にも月数で支給させるなど、均等待遇の前進が続いています。労働条件の格差の解消は、すべての職員にとって「譲れない要求」です。団体交渉で仲間が発言するたびに要求への共感が広がり、労働組合の存在に確信を持つ仲間が増えたことが要求前進につながっています。

臨時職員の労働組合を結成して ボーナス支給や昇給を実現

全農協労連

山形県の庄内みどり農協では、1996年農協合併の際に臨時職員の契約更新にあたって賃金の1割減の雇用契約が示されました。そこで臨時職員でつくる山形県農協労ひまわり分会を結成。正職員労組と一緒に団体交渉を重ねて賃下げをはね返し、現在も正職員と同月数でのボーナス支給や毎年の昇給を実現し続けています。

鹿児島県の種子屋久農協では「自分たちの労働条件は自分たちで変えていこう!」と臨時職員の労働組合を結成し、今年20年目を迎えます。当初は経営者から「臨時職員の労働組合は認めない」と、要求しても回答がありませんでしたが、今ではボーナスはもとより昇給等も団体交渉を経て労使対等で決定させ、ボーナスの支給率は現在正職員の約7割となっています。臨時職員でも仕事内容や責任に見合った労働条件を要求することは当然です。

こんな
差別も
NGです

パート・有期雇用労働法(2020年4月)

- ①時間外手当、深夜休日手当
- ②役職手当
- ③通勤手当・出張手当
- ④特殊作業・特殊勤務手当
- ⑤精勤・皆勤手当
- ⑥食堂、休憩室、更衣室などの福利厚生施設の利用
- ⑦慶弔休暇、健康診断に伴う有給補償
- ⑧病気休職は無期雇用の場合、正規と同一(有期雇用の場合は契約終了時まで)
- ⑨教育訓練 ほか

まずは労働組合に相談を!!

ボーナス差別、シフトカット、賃金未払い、休業手当、ハラスメントなど、働くことで困ったら

労働相談ホットライン **秘密厳守・相談無料**

☎0120-378-060

☎をおかけになった地域の労働相談センターにつながります。受付は月曜から金曜の午前10時から午後5時まで。地域によって受付時間が異なります。

メール相談は
こちらから↓

